

福山市ネウボラセンター1周年記念事業運営業務委託 仕様書

1 業務名

福山市ネウボラセンター1周年記念事業運営業務

2 委託期間

契約締結の日から2026年（令和8年）10月30日（金）まで

3 実施場所

(1) イベントの実施

天満屋福山店 7階 催事場（福山市元町1番1号）

※詳細は別紙1を参照

(2) トークショーの実施

エフピコアリーナふくやま（福山市千代田町一丁目1番2号）

サブアリーナ、会議室（2部屋）、多目的室及びみらい創造ゾーン（東広場）

3 業務の目的

2023年（令和5年）4月に国において「こども基本法」が施行され、心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援と、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援などに一体的に取り組むこととされた。

こうしたことを受け、本市では、2025年（令和7年）9月にネウボラセンターを開設し、妊娠期から若者までの様々な相談にワンストップで対応するなど、これまで取り組んできた「福山ネウボラ」の強化を図り、こども・若者支援の充実に取り組んでいる。

ネウボラセンターの開設から1周年を迎えることを機会に、ネウボラセンターの機能や支援メニュー、相談窓口を周知することで、相談に繋がりやすい環境を構築することを目的とする。

4 業務の概要

(1) イベント実施

デジタルコンテンツを活用したイベントを企画し設置・運営する。また、広告宣伝などの方法の検討・実施を行い、子育て世帯の集客に努める。

ア 実施日 2026年（令和8年）8月18日（火）から

2026年（令和8年）8月23日（日）まで

※イベント実施開始日の前日を準備の日とし、イベント実施終了日の翌日を撤収作業の日とする。

イ 入場料

無料とする。ただし、やむを得ない場合は、発注者と協議し入場者から徴収することは可能とする。

ウ 目標来場者数

約600世帯

エ その他

天満屋福山店催事場の利用料は無料とする。

(2) トークショーを開催するに当たり、ひきこもりや不登校などで悩んでいる若者及び関係者の参加を獲得するための企画提案や広告宣伝などの方法の検討・実施、トークショー会場の設営・運営、動画配信の支援などを行う。

トークショーの開催時期等は次のとおりとする。

ア 開催時期 2026年(令和8年)8月30日(日)

※会場の設営及び撤去については、トークショー当日に行うこと。

イ 開催場所 エフピコアリーナふくやま サブアリーナ

(福山市千代田町一丁目1-2)

ウ 定員数 1,000人(予定)

5 業務委託の内容

(1) イベントの企画・運営

ア 事業計画

(ア) 当該事業の目的に応じた企画の立案、調整、実施

(イ) 会場内のレイアウトの検討、作成

イ 実施マニュアルの作成

(ア) 実施概要(開催全体概要及びデジタルコンテンツについて詳細を記載すること。)

(イ) スケジュール(準備スケジュール及び開催期間のスケジュールを記載すること。)

(ウ) 会場レイアウト(実施内容に即したレイアウト計画を作成すること。)

ウ 参加者を増やす方法の検討・実施

受注者は、イベントの参加を広く呼びかけ、チラシ内容、デザイン選定や配布先などの検討を実施する。なお、チラシについては、データを納品すること。

また、チラシ内容については、同業務内のトークショーと兼ねても可とする。

エ イベント期間中の管理及び運営

(ア) イベント会場の総合的な管理運営

(イ) 来場者の回遊管理

(ウ) 事故等に備えたイベント保険への加入

- (エ) 駐車場について、天満屋福山店地下駐車場及び天満屋福山店提携駐車場への案内及び駐車料金の周知
- オ 告知及び集客のための広報
 - 各種メディア、SNSなどを通じた宣伝
- カ 来場者アンケートの実施
- (2) トークショーの企画・運営
 - ア 事業計画
 - (ア) 当該事業の目的に応じた企画の立案、調整、実施
 - (イ) 会場内のレイアウトの検討、作成
 - (ウ) 発注者及び出演者と連絡調整を行ったうえで台本を作成
 - イ 実施マニュアルの作成
 - (ア) 実施概要（開催全体概要及びプログラムについて記載すること。）
 - (イ) スケジュール（準備スケジュール及び開催期間のスケジュールを記載すること。）
 - (ウ) 会場レイアウト（実施内容に即したレイアウト計画を作成すること。）
 - ウ トークショーができる出演者の選定に関すること
 - 4（2）の趣旨に沿ったものとなるよう、各種広報媒体へ出演する等全国的に著名な方を登壇者として2人以上提案し、その内、1人以上は必ず起用すること。
 - エ 出演者との連絡・調整に関すること
 - トークショーの日時、企画内容、当日のスケジュール等、トークショーの実施に当たり、必要な事項について、出演交渉を含め、出演者と連絡調整を行うこと。なお、出演者が芸能プロダクション等に所属している場合は、プロダクション等との連絡調整も含むものとする。
 - オ 参加者の会場受付に関すること
 - トークショー当日は、受付が混雑するなど、他の施設利用者や施設の営業の妨げとならないよう、安全で円滑な受付を行うものとする。
 - カ 参加者を増やす方法の検討・実施
 - 受注者は、トークショーの参加を広く呼びかけ、チラシ内容、デザイン選定や配布先などの検討を実施する。なお、チラシについては、データを納品すること。
 - また、チラシ内容については、同業務内のイベントと兼ねても可とする。
 - キ トークショーの進行管理に関すること
 - (ア) 発注者及び出演者と連絡調整を行い、トークショーの円滑な進行管理を行うこと。
 - (イ) 舞台監督、進行ディレクター等、業務責任者を配置し、進行に必要な人員

(司会等を含む。)を確保し、進行管理を行うこと。

(ウ) 実施計画の作成を行うこと。

(エ) 事前に本番会場におけるリハーサルを実施すること。

(オ) 会場の設備機器を効率よく使用し、最大限の効果が得られるよう運用すること。

(カ) その他、音響・照明の演出に関わる発注者から依頼された作業を行うこと。

(キ) その他、舞台進行管理に関わる発注者から依頼された作業を行うこと。

ク トークショー会場の設営・運営に関すること

(ア) イベントの実施に必要な資材を準備し、ステージや観客用の座席を設置すること。なお、ステージや観客用の座席については、会場にある資材を使用(無料)することも可とする。

(イ) 会場の形状を考慮したうえで、会場内外にモニターを設置するなど、参加者が十分楽しめるものとなるよう工夫すること。

(ウ) 会場の設備機器を効率よく使用し、最大限の効果が得られるよう運用すること。

(エ) 音響設備については、備品を準備し設置すること。

(オ) 出演者及び同行スタッフ等の控室をセッティングすること。

(カ) その他、会場設営に関わる発注者から依頼された作業を行うこと。

ケ トークショーの撮影・動画配信に関すること

(ア) トークショーの内容について、動画を撮影し、後日、福山市の公式YouTubeに本編及びショート動画としてアップロードできるようそれぞれ編集し、発注者へ納品すること。

(イ) その他、撮影に関わる発注者から依頼された作業を行うこと。

(ウ) 動画の撮影及びアップロードについて、事前に出演者から許可を得ること。なお、出演者の許可が得られない場合は、5(2)ケは実施しないものとする。

(3) 成果品等に関すること

ア 成果品

(ア) 広報チラシ(電子データ※PDF形式)

(イ) イベント及びトークショー実施マニュアル

(ウ) イベント及びトークショーの実施内容報告書

(エ) トークショー動画(編集前と編集後のデータ)

(オ) 来場者アンケート集計結果

(カ) その他発注者が指示するもの

イ 成果品の検査

(ア) 受注者は、「ア 成果品」の納品にあたり、市の検査を受ける。

- (イ) 成果品の検査において修正された箇所は、直ちに訂正する。
- (ウ) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う瑕疵が発見された場合は、受注者は直ちに成果品の訂正を行う。
- (エ) 本市検査員の検査合格をもって、業務の完了とし、成果品に関しての著作権及び所有権は市に帰属する。

7 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 発注者との協力体制

- (1) 受注者は作業を円滑に進めるために、発注者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受注者は発注者から報告（業務の進捗状況、質疑回答等）を要求されたときは、速やかに報告すること。
- (2) 受注者の担当者について、発注者との連携・協力が支障があると判断された場合には、受注者の管理監督者は早急に担当者の変更等の対応を執るものとする。

10 委託料の支払

発注者は、委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に一括して業務委託料を支払う。

11 業務実施上の条件

- (1) 類似業務のノウハウや受託実績が十分にあり、業務全体を円滑に実施することができること。
- (2) 業務の詳細・日程の管理については、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (3) 委託契約金額には、出演者の出演料、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等、業務に係り必要となる経費の一切を含むものとする。ただし、天満屋福山店 7階催事場及びエフピコアリーナふくやまについては、会場使用料はかからないものとする。

- (4) 出演者の都合により、委託業務及び委託業務内容に変更が生じる場合は、発注者と受注者で別途協議するものとする。
- (5) 業務に当たっての資料及び成果は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (6) イベント及びトークショーの来場者数をカウントし集計を発注者に報告すること。なお、イベントに関しては、イベント開催期間の合計と日ごとの来場者数をカウントすること。
- (7) 大規模事故や気象警報発生時など、発注者の判断により、イベントの一部または全部もしくはトークショーを実施しないこともある。その際は、双方協議のうえ支払額を決定するものとする。
- (8) 本仕様書に定めがない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、発注者と受注者で協議し、決定するものとする。